

習志野市議会議長 田中真太郎殿

2018年12月28日

柴田大彦

習志野市谷津5-12-14-103

電話: [REDACTED]

## 沖縄政策の見直しを、衆参両議院、および政府に対して意見することを求める陳情書

~~2019年1月21日 沖縄県普天間飛行場の運用／代替施設の必要性の議論を全国の自治体に求め、必要なならば本土自治体の民主的な手続きを経て受け入れようという、東京都小金井市の意見書に、大筋統一旨、ただし、日米安保体制を大前提として、妥協な受け入れ対応には反対する旨を、衆参両議院、および政府に対して意見することを求めます。~~

県自民党幹部だった翁長前知事の、辺野古執行訴訟に関する意見陳述に示された、"沖縄の将来あるべき姿は、万国津梁の精神を發揮し、日本とアジアのかけ橋となること、ゆくゆくはアジア太平洋地域の平和の緩衝地帯となること。そのことこそ、私の願いであります。"は、実現可能な理想です。

そもそも、地球を何度も破壊できる軍事技術で、地球に暮らす生物としての閾値を超えた人類は、ローマ帝国の辺境防衛的な従来のものとは、全く違う防衛政策を持つべきです。

~~2019年2月25日 安倍政権が懸念を煽る中国／北朝鮮との"厳しい環境"も、中国とは防衛交流の関係を築きつつあり、北朝鮮の実相も米朝協議で明らかになりつつあります。米軍が、海兵隊の日本国外への移転を計画し、トランプ米大統領が負担しない国からは撤退すると発言している中の、政府の辺野古埋め立てへの土砂投入等は、沖縄の民意、延いては上記翁長前知事の実現可能な理想とかけ離れた立場を共有する自治体として看過できません。~~

~~2019年1月7日 沖縄政策については、経済の基地依存の議論が古くありますが、近年の統計では観光、物流、IT産業が大きく勝るとの報告（ジャーナリズム no.327 照屋剛志）があります。~~

また、生物多様性の警鐘、"辺野古・大浦湾は IUCN が 3 度にわたる勧告を出しているほど貴重な自然であり、(中略) 目標 10 「脆弱な生態系の保全」、目標 12 「絶滅危惧種の絶滅・減少を防止する」を守れない事業を進めることは国際的にも許されないことである。"

~~2019年1月7日 [https://www.nasj.or.jp/archive/files/ketaude/20190107/ishinoko\\_symposium.pdf](https://www.nasj.or.jp/archive/files/ketaude/20190107/ishinoko_symposium.pdf) が、あります。~~

これらに鑑み、以下を陳情します。

## 陳述事項

- (1) 衆参両議院および政府に、沖縄政策を統計に基づき見直すことを、習志野市として意見すること。
- (2) 政府に辺野古への土砂投入を即刻中止するよう、習志野市として意見すること。

~~2019年2月25日 辺野古寄付近  
3字削除  
6字追加~~

- 以上 -



2019年 1月 20日

## 陳情書

習志野市議会  
議長

田中 真太郎様

陳情者

日米地位協定を見直す会 共同代表 難波 希美子  
大阪府豊能郡能勢町稻地128-3

## 件名

全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める

## 要旨

2018年10月、辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだのもかかわらず、国は、その民意を無視し工事を強行に進めています。この事でも問題になったように、日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定です。

日米地位協定の考え方(補足版)第二条1項(資料1)に「米軍は、わが国の施政権下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている…わが国が米軍の提供を要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地が出来る可能性がある事になっています。

そんな中、全国知事会では、2016年11月から6回に渡り「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、2018年7月にとても意味のある提言(資料2)を発表しました。

この提言が、実現できるように、貴議会が国に意見書を提出してもらいたく考えます。

## 陳情事項

習志野市議会 は、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨を支持し、国に意見書を提出する事を求める



2019年2月5日

習志野市議会  
議長 田中真紀様

自治労連千葉県本部  
中央執行委員長 斎藤 錠

千葉市中央区長洲1-10-8  
自治体福祉センター2階  
TEL [REDACTED]

## 「会計年度任用職員制度の施行に伴う、 国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の 提出を要請する陳情書

貴議会に於かれでは、住民の生活・福祉向上に邁進されていることに心より敬意を表します。

さて、2017年5月に会計年度任用職員制度の導入を柱とする地方公務員法及び地方自治法が改正され、2020年4月に施行されます。

地方自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で64万人を超え、臨時・非常勤職員なしには、十分な行政サービスは提供できないと言っても過言ではありません。

民間企業に働く非正規労働者は、2018年4月から労働契約法第1.8条に基づく無期雇用への転換請求が始まりました。一方で、公務に働く臨時・非常勤職員には労働契約法は適用されず、任用であることを根拠に「いつまでも非正規、いつでも雇い止め」できる不安定な状態に置かれています。

また、臨時・非常勤職員の待遇は低く、最低賃金と大差ない賃金、通勤手当や一時金の支給も無く働いている人たちが多数います。

住民の安全・安心を守り、公務公共サービスの拡充・向上をはかるうえで、自治体の臨時・非常勤職員の身分の安定、地位の向上は重要な課題となっています。

貴議会に於かれましては、地方公務員法・地方自治法改正の趣旨により、臨時・非常勤職員の待遇改善を行なっていただくとともに、そのために要する財源の確保について、国会での付帯決議に基づき、速やかに国の十分な財政措置を求める「意見書の提出」をお願いする次第です。以下のとおり、よろしくお願ひします。

### 記

- 1 会計年度任用職員制度の制度化にともなう賃金労働条件の整備に必要な地方自治体の財政負担の増大について、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における国会の付帯決議に基づき、国の財政措置を明確にし、必要な財源を確保すること。



2 「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持し、公務を遂行するため、地方自治体への必要な財政措置を講じること。

以上

問合せ先

自治労連千葉県本部 担当 篠原、片山

Tel [REDACTED] Fax [REDACTED] メール [REDACTED]

参考資料

添付した自治体以外に 2018 年に、インターネット上で確認できた意見書提出議会は以下の通りです。

3月議会 奈良県、旭川市、江刺市、新ひだか市、帯広市、登別市、紋別市、伊達市、士別市、函館市、名寄市、網走市、浦河町、池田町、遠軽町、浦幌町、広尾町、清里町、八雲町、和寒町、江差町、清水町、広陵町、江田島市、須崎市。

6月議会 檜原市、川西町、島根県、廿日市市、庄原市、木古内町、幕別町等

12月議会 榛東村、片品村、南牧村、川場村、長野原町

主旨採択 (高山村、嬬恋村、昭和村、下仁田町、みなかみ町、中之条町)

参考資料

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成29年4月13日、参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、地方公務員の任用、勤務条件並びに福祉及び利益の保護等の適正を確保するため、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任用について、地方公共団体に対して発出する通知等により再度の任用が可能である旨を明示すること。

二、人材確保及び雇用の安定を図る観点から、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることに鑑み、会計年度任用職員についてもこの考え方に沿うよう、引き続き任用の在り方の検討を行うこと。

三、現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われなければならない。

そのために地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、制度改正により必要となる財源についてはその確保に努めること。

また、各地方公共団体において休暇制度の整備及び育児休業等に係る条例の整備が確実に行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うこと。

四、本法施行後、施行の状況について調査・検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。その際、民間における同一労働同一賃金の議論の推移を注視し、公務における同一労働同一賃金の在り方及び短時間勤務の会計年度任用職員に係る給付の在り方について特に重点を置くこと。

2019年2月5日

議長様  
議会

自治労連千葉県本部  
中央執行委員長 斎藤 実

千葉市中央区長洲1-10-8

自治体福祉センター2階

Tel

## 「幼児教育・保育の『無償化』に係わる制度の拡充、及び、 国の方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を 求める陳情書

貴議会に於かれては、住民の生活・福祉向上に邁進されていることに心より敬意を表します。

さて、保育の無償化の内容については、保育の質の確保や自治体に対する費用負担など、全国知事会や市長会など地方団体はじめ、保育関係団体からも強く懸念を示し、国の責任での無償化の実施を求めてきました。

こうした、意見が多数出される中、政府は2018年12月28日、幼児教育・高等教育無償化の関係閣僚会合を開き「幼児教育・高等教育の無償化の制度の具体化に向けた方針」を公表しました。しかし、この方針には、3歳以上(2号認定)児に関する主食材費に加え副食材費の実費を徴収することや、認可外施設への措置などで、不十分な点があることや、「無償化」に係る国と自治体の費用負担のあり方(公立保育・教育施設の無償化に係る費用を全額自治体負担としていること)など、多くの問題を含んでいます。

政府は、地方団体等の批判も受けて、2019年度については、必要額を国が負担することなどの譲歩案を示し、地方団体もやむなく一定の了承を示しましたが、今なお「無償化」に伴う懸念が払拭されたとは言えません。

「幼児教育・保育の無償化」関連法案(子ども・子育て支援法改正案)は、3月には国会に上程される見込みです。幼児教育・保育の無償化の前進を強く望ものですが、子どもたちの権利をきちんと守り、公立保育所の役割を發揮し続けるためにも、さらなる制度改善と必要な財政措置を国に求めることが必要です。

つきましては、国に於いて、制度改善と十分な財政措置を講じるよう「意見書の提出」をお願いいたします。

記



1. 「無償化」で自治体の負担が増大しないようにすること、また、公立施設についても民間施設と同様に国が全額費用負担をするなど、十分な措置を講じてください。

2. 「無償化」を理由に、保育の質的・量的拡充が停滞するがないように、国として十分な予算を確保してください。

無償化によってさらに保育需要が増えることが予測されます。待機児童解消については、認可保育所など質を確保した施設で対応できるようにしてください。また、保育士の待遇改善や、最低基準の引き上げなど保育の質向上も同時に実現してください。

3. 0～2歳児も所得制限を設けず、無償化の対象にしてください。

4. 給食食材費は、幼稚園等も含め実費徴収化ではなく、無償化の対象にしてください。

給食は保育の一環です。給食が必須だからこそ、3歳以上児を含めて副食材費等が公的な保育所運営費に組み込まれてきました。3歳以上児の副食材費を新たに実費徴収にする提案は、無償化の理念に反しています。国の設定する食材費額は高額（副食材費月4,500円、主食材費3,000円）で、自治体によっては、実費徴収化で現状の保育料より負担が重くなる世帯が生まれる可能性があります。

また、実費徴収となれば、各保育所等や保育者に新たな実務負担を負わせることになります。さらに未収・滞納の財政的リスクをも園に強いことになります。しかし、私立保育所は、市町村からの委託（児童福祉法24条1項、子ども・子育て支援法附則6条）を受けて保育を行っています。副食提供は委託業務に含まれており、その食材費徴収を各施設にさせることは、あきらかに制度に反します。保育における給食・食育の重要性や、子どもの貧困状況、園や保育者の負担を考慮し、食材費を公費負担・無償化の対象にしてください。

5. 現行の多子減免措置を後退させることなく、その拡充を図ってください。

6. 認可外施設も無償化の対象とされていますが、認可施設と同等の保育を保障できるよう、必要な措置を講じてください。認可外施設への指導監督体制を抜本的に強化するとともに、認可化を促進するなど質・量ともに充実してください。

以上

習志野市議会議長様

2019年2月6日

**奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書**



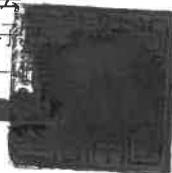
～豊かな森を次世代へ～

一般財団法人 日本熊森協会

会長 室 谷 悠

〒662-0042 兵庫県西宮市分銅町1

Tel : [REDACTED] Fax : [REDACTED]



私たちは国産林業の振興、奥山等人工林の天然林化を願う実践自然保護団体です。

<陳情の趣旨>

戦後の拡大造林政策により造林された1030万haの人工林のうち3分の2が、伐り出し困難、伐り出しても経費で赤字になるなどの理由で、間伐もされず放置されており、青々とした外観とは反対に、内部は下草も消え、表土が流れ、大荒廃しています。

平成31年度の通常国会に提出される、森林環境税及び森林環境譲与税（仮称）法案は、我が国の私有林の整備を進めるために、住民一人に付き毎年1000円の税を住民税と一緒に徴収するもので、毎年約620億円の税収が見込まれています。国はこの税金の9割を市町村に、残り1割を都道府県に交付する予定です。

人工林を造り過ぎてしまったことは、私たちだけではなく、林野庁も認めていますので、私たちはこの税を使って、林業採算の取れない放置人工林は以下の目的のために、間伐ではなく一定面積を皆伐し、天然林に戻して行くべきであると陳情致します。

- ・ 山の保水力回復
- ・ 大雨でも崩れにくい災害に強い森作り
- ・ 野生動物たちの餌場を山奥に復元することによる棲み分けの復活
- ・ 花粉症の軽減

26000筆を超える要望署名を国会に提出させていただきます。

<森林環境譲与税の使い方に関する陳情事項>

(1) 奥山等に放置人工林を持つ市町村は

- ・ 人工林の林業用整備だけではなく、昔から祖先が天然林で残さねばならないと言ってきた、①奥山全域、②尾根筋、③沢沿い、④急斜面、⑤山の上3分の1の放置人工林を皆伐し、天然林化するための人材雇用や事業を使ってください。（当協会は、間伐しただけでは天然林に戻らないことを実証済みです。一定面積以上の皆伐が必要です）

(2) 山のない都市部・放置人工林を持たない市町村は

- ・ 水源の森がある他市町村の放置人工林の天然林化を支援することや、奥山天然林を保全・再生することの重要性を国民や子どもたちに伝える環境教育を使ってください。



習志野市議会議長 田中 真太郎 殿

政府、衆議院議長、参議院議長に日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書採択に係る陳情書

1960年日米安保条約6条、米軍が日本に定める「施設及び区域を使用する」に基づき日米地位協定が国会で採択されました。その内容は米国の望むところ日本の何処にでも基地を置くことが出来る世界で類を見ない全土基地方式です。

地位協定見直しが昨年8月、森田千葉県知事を含む全国知事会全会一致で採択され、12月末までに7道県36市町村で地位協定見直しの意見書が可決されました。

主権国家でありながら他国の基地が存在しているにも関わらず事件事故などに日本の主権が及ばず国、自治体の捜査が認められないことは国民の人権も侵害するもので異常としか言えません。他国では同じ敗戦国のドイツ、イタリアでさえ幾度と改定し自国の主権を協定に入れています。

現状の課題として、米軍基地の存在が基地周辺住民に騒音、事件、事故、環境問題により住民生活の安心安全を脅かしていること、基地周辺外に於いても低空飛行訓練などにより騒音被害や事故の不安をあおっていることがあげられます。

その上、日本に駐留するにあたり維持経費は米国側の負担が決まっていますが、実際は思いやり予算と言つて年に2000億円も日本側が支払い日本経済を圧迫しています。オスプレイの整備拠点木更津駐屯地、自衛隊駐屯地のある習志野市に於いても大変重要な問題です。非核平和都市宣言を上げる習志野市として他の自治体に後れを取ることなく率先して国民の平和を求める先頭に立つことを切に求め日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書の採択を陳情致します。

(陳情の趣旨)

- ① 米軍基地の運用を日本の航空法、環境法令などの国内法を原則として適用させること。
- ② 米軍の排他的管理権を見直し、事件事故時の国・自治体の迅速円滑な基地の立ち入り調査を認めること。

(陳情理由)

日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書を政府、衆議院議長、参議院議長に提出して下さい。

2019年2月14日

清水明系 習志野市本大久保4-10-5

